

第2編 災害予防対策

第2章 災害に備えた防災体制の確立

第1節 防災組織及び活動組織の整備

市及び関係機関は、平常時から、自らの組織動員体制及び資機材等の整備を図るとともに、防災活動を実施するための拠点整備や、防災訓練の実施などを通じ、関係機関と相互に連携しながら総合的な防災体制の確立に努める。

《担当部、関係機関》

各部局・関係機関

第1 日常における防災対策の推進

1 市防災対策推進協議会

(1) 目的

市は、日常的に総合的かつ計画的な市の防災対策を推進していくため、防災対策推進協議会を設置する。

(2) 防災対策推進協議会の構成員

防災対策推進協議会の構成員は、次のとおりとする。

職名	構 成 員
会長	市長
副会長	副市長、教育長、水道事業管理者
委員	総務部長、財務部長、市長公室長、市民生活部長、健康福祉部長、都市整備部長、上下水道部長、駅前再開発事務所長、市立病院長、病院事務局長、教育部長、議会事務局長

(3) 事務局

事務局は、総務部危機管理室が行う。

2 柏原市防災会議

防災会議は、柏原市防災会議条例（昭和38年柏原市条例第5号）に基づき設置される組織で、市長を会長とし、地域防災計画の作成と実施、災害時における情報の収集等を行う。

資料2-2-1 柏原市防災会議条例、資料2-2-2 柏原市防災会議運営要綱

資料2-2-3 柏原市防災会議委員一覧

3 防災担当専任職員の配置

市は、平常時から防災に関する業務体制の充実とともに、勤務時間外における災害時の情報収集や応急対策活動を迅速かつ的確に実施できるよう、緊急防災要員の確保に努める。

緊急防災要員の役割は、勤務時間外における以下の活動とする。

- (1) 発災直後の緊急情報収集活動
- (2) 災害対策本部の設置準備
- (3) 発災直後の応急対策活動

第2 活動組織の整備・充実

市は、災害の規模その他の状況に照らし、災害応急対策が迅速かつ的確に実施できるよう、災害対策活動体制を確立する。

1 活動組織・動員体制の決定

(1) 地震発生時

ア 観測した震度に応じて災害対策の活動組織・動員体制を決定する。

観測した震度	災害応急対策の体制	配備区分
震度5弱以上を観測	災害対策本部の設置	C号配備
震度4を観測	警戒部の設置	警戒配備
震度3程度であっても被害が予想される場合	情報収集体制	(総務部) 5名程度

イ 上記以外は市長が決定し、指令を出すものとする。

(2) 風水害等

風雨による災害の発生が予測される場合、又は災害が発生した場合、総務部危機管理室は、大阪管区气象台が発表する気象情報から、災害の種類、規模・発生が予想される時間帯等の災害情報を収集し、市長及び副市長に報告する。

市長は、職員の動員について配備区分に従い決定し、指令を出すとともに、警報発表の状況や災害発生状況に応じて災害対策本部又は警戒部を設置する。

2 参集の基準となる震度の判定

- (1) 勤務時間外において、職員が自らテレビ・ラジオ等によって地震情報を収集し、自主参集しやすいよう、気象庁が発表する柏原市又は隣接市町（八尾市、藤井寺市、羽曳野市、香芝市、王寺町、三郷町）の震度（以下、単に「震度」という。）とする。

勤務時間外において、震度4以上を観測した場合は警戒配備の動員配備対象者が、震度5弱以上の場合は全職員が、それぞれ参集指令の有無に係わらず自主参集する。

- (2) 市役所に設置された計測震度計の震度階による場合は、勤務時間内の場合は庁内放送等により、勤務時間外の場合は当直者が主管課長に連絡して指示を仰ぎ、関係部課長に連絡する伝達系統に

よるものとする。

3 災害発生時の組織体制の整備

(1) 柏原市災害対策本部

震度5弱以上を観測した場合、又は市域に中規模以上の災害が発生した場合、あるいは発生するおそれがある場合、その他市長が必要と認めた場合において設置する。

(2) 警戒部

災害対策本部の設置には至らないものの小規模の被害が予想される場合は、市長は、総務部長を指揮者とする警戒部を設置し、災害の警戒及び対策にあたる。

(3) 災害対策本部、警戒部設置前の体制

災害対策本部又は警戒部を設置する前、若しくは災害の規模等により災害対策本部又は警戒部を設置しない場合の災害応急対策の体制、職員の動員配備は、関係部課の職員をもって配備する。

資料2-2-4 柏原市災害対策本部条例、資料2-2-5 柏原市災害対策本部運営要綱

第3 柏原市災害対策本部

1 設置基準

(1) 震度5弱以上を観測した場合

(2) 大和川洪水警報が発表された場合、又は市域の河川・ため池が警戒水位を突破した場合

(3) 災害救助法が適用される程度の災害が発生した場合

(4) 大規模な災害の発生が予測され、その対策を要すると認められる場合

(5) その他市長が必要と認めた場合

2 組織体制

組織体制は、次のとおりとする。



()は部長、< >は副部長

注) 本部員は各対策部の部長、副部長も含まれる

3 事務分掌

各部の事務分掌及び部長、班長等については、次のとおりとする。

【各部の事務分掌】

部	班	事務分掌
	共通事項	1 所管施設の防災管理及び施設管理者との連絡調整に関する事。 2 班関連の災害記録に関する事。 3 市民の避難誘導等、緊急時の被災者救援活動に関する事。 4 本部等の指示、要請に従い、各部の応援に関する事。 5 庶務班： 所管施設の被害状況のとりまとめ及び報告に関する事。 6 庶務班以外の班： 所管施設の被害状況の把握及び報告に関する事。

()は部長、班長、 < >は副部長、副班長を示す。

部	班	事務分掌	担当課(室)
総務対策部 (総務部長) <市長公室長> <財務部長>	総括班 (危機管理室長)	1 本部員、各部及び部内各班並びに関係機関の連絡調整に関する事。 2 避難の勧告・指示その他本部長命令の伝達に関する事。 3 災害情報並びに気象情報の収集及び伝達に関する事。 4 本部の開設及び閉鎖に関する事。 5 防災会議並びに本部会議の開催に関する事。 6 本部長の指示、命令の伝達に関する事。 7 被害状況のとりまとめ及び報告書作成に関する事。 8 消防屯所の保護管理に関する事。 9 各部の応援体制の調整・指示に関する事。 10 国・自衛隊・府への要請、他自治体等との相互協力・応援及び日赤・民間協力団体等への協力要請に関する事。 11 府本部との連絡及び報告に関する事。 12 災害対策の総括に関する事。	危機管理室
	庶務班 (総務課長) <秘書課長>	1 従事命令書及び公用令書の発行に関する事。 2 記録の編集保存に関する事。 3 電話交換、庁舎の保護管理及び無線通信に関する事。 4 災害対策本部長の秘書に関する事。 5 災害救助法の適用に関する事。 6 本部との連絡並びに関係各課との連絡調整に関する事。 7 府本部との連絡及び報告に関する事。 8 本部の庶務に関する事。 9 総括班の補助に関する事。 10 その他他部及び部内の各班に属さない事項に関する事。	総務課 秘書課 経営企画本部 情報政策課
	人事班 (人事課長)	1 職員の動員並びに各部の職員の参集状況の把握に関する事。 2 職員の給与手当等に関する事。 3 公務災害補償、その他職員に対する給付及び援助に関する事。 4 職員への給食に関する事。 5 職員への輸送計画に関する事。 6 災害対策従事者の把握、処遇に関する事。 (次ページにつづく)	人事課

部	班	事務分掌	担当課(室)
総務対策部 (総務部長) <市長公室長> <財務部長>	人事班 (人事課長)	(つづき) 7 災害派遣職員の受入れ及び配置に関する事 8 専門ボランティアの受入れ及び配置に関する事 9 職員及びその家族の被災状況の把握に関する事	人事課
	広報班 (広報広聴課長) <住民参画 推進課長>	1 災害関係の広報広聴に関する事。 2 災害状況の撮影等による記録に関する事。 3 災害に関する写真、映像資料の整理に関する事。 4 広報車の現地派遣に関する事。 5 災害見舞及び災害視察者に関する事。 6 職員に対する庁内放送に関する事。	広報広聴課 住民参画推進課 議会事務局
	財務班 (財務課長) <契約検査課長>	1 災害関係の予算及び起債に関する事。 2 災害に伴う応急物資及び食料等の購入調達に関する事。 3 物品及び現金、有価証券等の保管に関する事。 4 災害対策及び救援物資の出納に関する事。 5 普通財産の保護管理及び市有財産の被害状況のとりまとめに関する事。 6 国、府等の補助金に関する事。	財政課 契約検査課 会計管理室
	車両班 (車両運行課長)	1 車両その他輸送手段の確保及び配車に関する事(消防、水道、市立柏原病院を除く)。 2 職員及び物資の輸送に関する事。 3 車両の借り上げに関する事。	車両運行課
	調査班 (税務室長)	1 被災者、被災家屋等の調査報告に関する事。 2 税減免に関する事。 3 緊急調査班の編成に関する事。 4 避難所の開設、収容及び避難者の誘導に関する事。	税務室
民生対策部 (健康福祉部長) <市民生活部長>	福祉班 (社会福祉課長) <児童福祉課長> <高齢介護課長>	1 高齢者及び障害者の救護対策に関する事。 2 乳幼児の救援・救護に関する事。 3 被災児童の児童福祉に関する事。 4 応急寝具、日用品及びその他生活必需品の配給に関する事。 5 被災者の相談、援護対策に関する事。 6 福祉施設の被害状況調査に関する事。 7 行方不明者の捜索、把握並びに死体の処理に関する事。 8 寄託品の受払、義捐金等の受付に関する事。 9 保育所の維持管理及び臨時保育所の設置に関する事。 10 災害救助法適用事務に関する事。 11 災害時における園児の安全に関する事。 12 リ災証明に関する事。 13 災害見舞金、災害弔慰金及び災害援護資金に関する事。 14 福祉施設の保護管理に関する事。 15 ボランティアの受入れに関する事。 16 義援金に関する事。	社会福祉課 児童福祉課 高齢介護課
	保健班 (健康福祉課長)	1 被災傷病者の把握及び報告に関する事。 2 医療関係機関との連絡に関する事。 2 市内医療機関の被害状況の把握及び報告に関する事。 3 救護所の設置及び管理に関する事。 4 感染症の予防に関する事。	健康福祉課

部	班	事務分掌	担当課(室)
民生対策部 (健康福祉部長) <市民生活部長>	市民班 (市民課長) <保険年金課長>	<ol style="list-style-type: none"> 1 市民からの災害関連の問合せ・相談(電話・ファクシミリによるものを含む)に関する事。 2 相談事項の処理のための各班への要請に関する事。 3 市民相談の状況等、応急情報の本部への報告に関する事。 4 避難所及び被災地区に対する応急食料等の配給並びに炊き出し運搬に関する事。 5 救援物資の受入れ及び管理に関する事。 6 部内各班との連絡調整並びに本部との連絡に関する事。 7 国分・堅上合同会館の保護管理に関する事。 8 その他、部内の各班に属さない事項に関する事。 	市民課 出張所 保険年金課 人権推進課
	環境班 (環境保全課長)	<ol style="list-style-type: none"> 1 環境衛生施設の被害状況及び応急対策状況のとりまとめに関する事。 2 清掃作業に必要な人員及び機材の確保に関する事。 3 災害時におけるし尿・ごみ収集処理計画及び実施に関する事。 4 し尿・ごみ収集業者の協力要請及び指導監督に関する事。 5 遺体の収容・安置及び引き渡しに関する事。 6 遺体の埋火葬に関する事。 7 防疫班の設置に関する事。 8 災害時における防疫計画及び実施に関する事。 9 防疫に必要な薬剤及び器材の調達に関する事。 	環境保全課
	産業班 (産業振興課長)	<ol style="list-style-type: none"> 1 商工業関係の被害調査、復旧対策に関する事。 2 復旧資金の融資斡旋事務に関する事。 3 その他商工業関係者との連絡に関する事。 4 農地農業用施設、農作物、家畜等の被害調査に関する事。 5 災害用農林金融斡旋に関する事。 6 農業施設の保護管理に関する事。 7 その他農林関係者との連絡に関する事。 8 物価の安定に関する事。 	産業振興課 行政委員会
土木水防対策部 (都市整備部長) <駅前再開発 事務所長>	土木水防班 (道路水路 整備課長) <道路水路 管理課長>	<ol style="list-style-type: none"> 1 部内各班との連絡調整並びに本部との連絡に関する事。 2 部内の人員、物資等の輸送計画及び車両の調整に関する事。 3 道路、橋りょう等の危険予防、被害状況調査、道路のパトロール並びに交通途絶箇所及び交通迂回路線の工事に関する事。 4 障害物の除去に関する事。 5 公共土木施設の応急復旧、その他土木工事に関する事。 6 被害状況のとりまとめ及び本部への報告に関する事。 7 緊急時における民間団体等への協力依頼及び応急対策体制の指示に関する事。 8 土木施設の保護管理に関する事。 9 農業災害対策及び復旧対策に関する事。 10 ため池等の監視及びため池管理者との連絡に関する事。 11 浸水の応急対策に関する事。 <p>(次ページにつづく)</p>	道路水路整備課 道路水路管理課

部	班	事務分掌	担当課(室)
土木水防対策部 (都市整備部長) <駅前再開発 事務所長>	土木水防班 (道路水路 整備課長) <道路水路 管理課長>	(つづき) 12 浸水地区の被害状況調査及び報告に関する事 13 府及び関係機関(八尾土木事務所)との連絡に関する こと。 14 民間団体等に対する応急対策体制の指示に関する事 14 民間団体等に対する応急対策体制の指示に関する事。	道路水路整備課 道路水路管理課
	都市計画班 (都市計画課長) <公園緑地課長>	1 都市施設及び公園施設の被害状況調査並びに 応急対策に関する事。 2 被災家屋判定の協力に関する事。 3 建築物等の応急危険度判定に関する事。 4 応急仮設住宅の建設並びに維持管理に関する事。 5 市有建物等の被害状況調査及び応急修理に関する事。 6 民間団体等に対する応急対策体制の指示に関する事。 7 公園施設の保護管理に関する事。 8 その他、部内の各班に属さない事項に関する事。	都市計画課 公園緑地課 用地課 駅前再開発 事務所
上下水道対策部 (上下水道部長)	下水道班 (下水道業務課長) <下水道工務課長>	1 下水道施設等に関する被害状況調査及び 応急対策に関する事。 2 下水道施設の機械器具の整備点検及び 操作指示に関する事。 3 下水道施設の保護管理に関する事。	下水道業務課 下水道工務課
	水道庶務班 (水道総務課長)	1 部内各班との連絡調整並びに本部との 連絡に関する事。 2 水道総務課・水道工務課職員の動員に 関する事。 3 水道施設の被害状況及び応急対策状 況のとりまとめに関する事。 4 広報車の配車及び断水時の広報宣 伝に関する事。 5 災害対策物資の調達に関する事。 6 災害復旧資金及び災害復旧用資材に 関する事。 7 その他、部内の各班に属さない事 項に関する事。	水道総務課
	給水班 (水道工務課長)	1 水道施設の安全保護及び応急修理に 関する事。 2 水道工事業者への協力要請に関す る事。 3 取水場、水源地の警戒、防ぎよに 関する事。 4 水道施設の復旧に関する事。 5 災害時における取水、受水並びに 配水調整に関する事。 6 水質管理に関する事。 7 断水区域の調査及び応急給水の 実施に関する事。 8 車両の調達及び配車に関する事。	水道工務課
医療対策部 (病院長) <病院事務局長>	庶務班 (医事総務課長) <経営企画室長>	1 病院関係施設の災害防護及び災害 状況の把握と対策本部への報告に 関する事。 2 隣接市立、府立及び国立病院又は 保健所、その他市内医師会等への 応援要請に関する事。 3 災害時における医療・助産計画及 び実施に関する事。 4 診療用資材等の輸送に関する事。 5 医療用薬品及び医療衛生材料の 調達に関する事。 6 病院関係施設の保護管理に関す る事。	医事総務課 経営企画室
	医療班 (副院長)	1 入院患者等の避難、救護に関する 事。 2 傷病者の治療に関する事。 3 妊産婦の助産に関する事。 (次ページにつづく)	医局 薬局 看護部

部	班	事務分掌	担当課(室)
医療対策部 (病院長) <病院事務局長>	医療班 (副院長)	(つづき) 4 伝染病等の予防接種に関する事 5 遺体処理に伴う洗浄縫合、消毒に関する事 6 対策本部の要請による被災地への医療班の派遣に関する事	医局 薬局 看護部
文教対策部 (教育部長)	庶務班 (教育総務課長)	1 部内各班との連絡調整並びに本部との連絡に関する事 2 教育関係機関との連絡に関する事 3 教育関係の災害対策並びに被害状況のとりまとめ及び本部への報告に関する事 4 被災児童、生徒に対する学用品の調達及び支給に関する事 5 義援金、物品等の受付事務及び配分に関する事 6 教育施設の保護管理に関する事 7 その他、部内の各班に属さない事項に関する事	教育総務課
	学校教育班 (指導課長) <学務課長>	1 被災園児・児童・生徒の調査及び教育対策に関する事 2 災害時の学校給食の対策に関する事 3 炊き出しに関する事 4 災害時の教職員に対する指導助言に関する事 5 災害時の園児・児童・生徒の避難誘導に関する事 6 災害時の教職員の動員及び応急配置に関する事 7 災害時の応急教育実施に関する事 8 通学(園)路の点検及び安全確保に関する事 9 災害時の学校保健衛生に関する事 10 休園、休校処置に関する事 11 学用品等の調達及び給付に関する事 12 就学援助金等の支給に関する事	指導課 学務課
	社会教育班 (社会教育課長) <スポーツ振興課長>	1 教育施設、社会教育施設、文化財等の被害状況調査及び報告に関する事 2 教育施設等の災害に関し、応急措置及び災害復旧に関する事 3 青年団、婦人会等への協力要請に関する事 4 その他、教育長の指示による防災業務に関する事	社会教育課 スポーツ振興課 公民館 図書館 歴史資料館

4 設置場所

市役所本館2階市長室に設置する。ただし、当該施設が使用不可能と判断される場合、又は災害の規模その他の状況により応急対策の推進を図るため必要がある場合は、市長の判断により市民文化会館等の市施設に設置する。

5 動員基準

- (1) 震度5弱以上を観測し、災害対策本部が設置された場合はC号配備(全職員)とする。
- (2) その他の場合は、市長が配備体制を指示する。

第4 警戒部

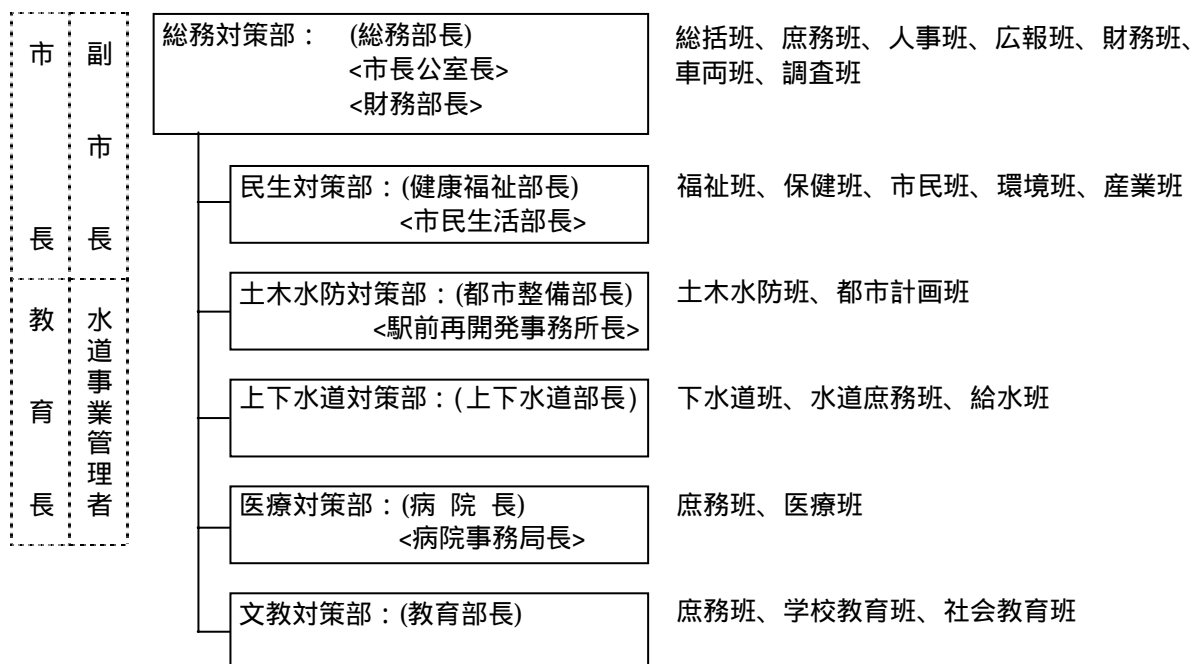
1 設置基準

市長は、次の基準の場合、総務部長を指揮者とする警戒部を設置する。

- (1) 震度4を観測した場合
- (2) 市域に小規模若しくは中規模の災害が発生した場合又は発生するおそれがある場合
- (3) その他市長が必要と認めた場合

2 組織体制

警戒部の組織体制は、指揮者を総務部長として各部、班で構成する。なお、部及び班は、職員の動員配備指令に応じて設置する。



は指揮者、()は部長、< >は副部長

3 事務分掌

災害対策本部に準じる。

4 設置場所

市役所本館2階市長室に設置する。災害の規模その他の状況により応急対策の推進を図るため必要がある場合は、市長の判断により市役所以外の他の市施設に設置する。

5 動員基準

- (1) 震度4を観測し、警戒部が設置された場合は警戒配備とする。(災害の規模その他の状況に応

- じて配備人員を増員する。)
- (2) その他の場合は、市長が配備体制を指示する。

第5 情報収集体制

震度3を観測したときや気象注意報等の発表がなされた場合、必要に応じて情報収集を行うために、総務部危機管理室の職員5名程度が情報収集体制をとる。

第6 緊急防災要員による初動体制

震度5弱以上を観測したときに、迅速かつ的確な被害状況の把握及び避難所開設を行うため、市長は、避難所近隣に居住する職員を中心に、緊急防災要員として90名程度を指名し、被害状況把握担当地域と開設担当避難所を指定する。

緊急防災要員は、震度5弱以上を観測した場合、担当地域の被害状況の概括的把握を行い災害対策本部に報告するとともに、施設管理者による避難所開設が困難な場合は、避難所の開設を担当する。避難所開設後は、避難所に留まり、施設管理者とともに避難所運営を行う。

第7 動員体制の整備・充実

1 職員の配備基準

市における防災活動を実施するため、職員の配備体制は次のとおりとする。

配備区分	配備時間	配備内容	配備人員
事前配備	<ol style="list-style-type: none"> 1 災害発生のおそれがある気象予警報等が発表される等通信情報収集活動の必要があるとき。 2 その他必要により市長が当該配備を指令するとき。 	通信情報活動を実施する体制	25名程度
警戒配備	<ol style="list-style-type: none"> 1 災害発生のおそれがあるが、時間規模等の推測が困難なとき。 2 震度4を観測したとき。 3 その他必要により市長が当該配備を指令するとき。 	地震、水害その他の災害の発生を防ぎよするため通信情報活動、物資、資器材の点検・整備等を実施する体制	70名程度
A号配備	<ol style="list-style-type: none"> 1 小～中規模の災害が発生したとき、又は発生のおそれがあるとき。 2 その他必要により市長が当該配備を指令するとき。 	小規模又は中規模の災害応急対策を実施する体制	170名程度
B号配備	<ol style="list-style-type: none"> 1 相当規模の災害が発生し、又は発生のおそれがあるとき。 2 その他必要により市長が当該配備を指令するとき。 	相当規模の災害応急対策を実施する体制	280名程度
C号配備	<ol style="list-style-type: none"> 1 大規模の災害が発生し、又は発生するおそれがあるとき。 2 震度5弱以上を観測したとき。 3 その他必要により市長が当該配備を指令するとき。 	市の全力をあげて防災活動を実施する体制	全職員

【職員動員配備表】

部 名	課 名	配 備 人 員				
		事前配備	警戒配備	A号配備	B号配備	C号配備
市長公室	秘書課	0	1	1	2	全 員
	広報広聴課	0	1	2	4	
	経営企画本部	0	0	2	4	
総務部	危機管理室	5	5	5	5	全 員
	総務課	1	2	3	7	
	人事課	1	1	2	5	
	情報政策課	0	1	2	5	
	住民参画推進課	0	1	2	5	
	車両運行課	1	2	4	8	
財務部	財政課	0	1	1	2	全 員
	契約検査課	0	1	1	2	
	税務室課税課	0	2	4	10	
	〃 納税課	0	1	3	5	
市民生活部	市民課	1	1	3	5	全 員
	保険年金課	0	1	3	5	
	環境保全課	1	2	4	8	
	産業振興課	0	1	3	5	
	人権推進課	0	0	1	2	
健康福祉部 (福祉事務所)	社会福祉課	1	1	3	7	全 員
	児童福祉課	0	1	2	4	
	高齢介護課	1	1	2	7	
	健康福祉課	0	0	2	5	
都市整備部	都市計画課	1	2	5	12	全 員
	公園緑地課	0	1	5	5	
	道路水路整備課	2	4	12	12	
	道路水路管理課	2	4	13	13	
	用地課	0	1	2	4	
駅前再開発事務所	再開発課	0	2	5	8	全 員
病 院	医局	1	2	4	10	全 員
	薬局	0	0	1	2	
	看護部	1	8	15	22	
	事務局医事総務課	2	2	6	8	
	〃 経営企画室	0	0	0	0	
会計管理室		0	0	1	2	全 員

部 名	課 名	配 備 人 員				
		事前配備	警戒配備	A号配備	B号配備	C号配備
上下水道部	水道総務課	1	2	5	7	全 員
	水道工務課	2	3	10	17	
	下水業務課	2	4	6	10	
	下水工務課	2	4	13	13	
教育委員会	教育総務課	1	1	2	4	全 員
	社会教育課	0	1	3	5	
	スポーツ振興課	0	1	2	3	
	学務課	0	1	1	2	
	指導課	0	1	2	3	
	学校（園）施設	0	0	11	15	
	公民館	0	1	1	2	
	図書館	0	0	1	2	
行政委員会		0	0	1	2	全 員
議会事務局		0	0	1	2	全 員
合 計		29	72	183	297	全職員

2 配備体制及び配備人員の整備

配備計画は原則として、各部局の長が部局内を調整して、必要な災害活動班及び人員を編成し、防災活動の準備又は実施のため、配備職員に周知徹底を図る。

また、職員の異動等により人員に変更が生じた場合、各部局の長はその都度配備職員数の把握、見直しを行う。

3 勤務時間外における職員連絡体制の確立

(1) 主要防災職員への早期情報伝達

災害対策本部員等の防災担当職員に対し、情報伝達の迅速化を図るため、携帯電話等情報伝達手段の整備に努める。

(2) 各課の動員計画

各課長は、配備指令に直ちに応じられるよう、所属職員について、事前配備からC号配備までの指令ごとの出勤職員を把握し、各職員への周知徹底を図る。

(3) 緊急連絡体制の整備

勤務時間外に職員を緊急に参集させる必要がある場合に備え、各部局の長は、常に所属職員の住所・電話番号等を把握し、連絡体制や連絡方法など速やかな連絡が取れる体制を整備するとともに職員にその周知徹底を図る。

(4) 連絡責任者の指名

各課長は、所属課と災害対策本部との連絡にあたる連絡責任者を指名する。

4 職員参集の周知徹底

迅速かつ的確な初動活動を確保するため、職員へ参集基準の周知徹底を図るなど、参集体制の整備に努める。

5 初動活動期の参集可能職員の把握

各部の長は、公共交通機関が途絶した場合に備え、所属職員の代替交通手段を調査し、参集に要する時間の把握に努める。

第8 防災中枢機能等の確保・充実

災害発生時に速やかに災害応急活動体制をとれるよう、防災中枢機能等の確保・充実を図る。

1 防災中枢施設の整備

市は、災害対策本部となる市役所の耐震化、不燃化等、防災機能の向上を図るとともに、大規模災害時においても通信システム、上下水道等ライフラインの応急確保が出来るシステム構築に努める。また、代替施設の選定などのバックアップ対策、自家発電設備等の整備に努める。

さらに、救急救助活動、消防活動の拠点である消防署の耐震化、不燃化等、防災機能の向上を促進する。

2 災害対策本部用備蓄

災害対策本部として必要となる飲料水・食料等を備蓄する。

第9 地域防災拠点の整備

災害時に市民や行政などの防災活動の拠点となるよう、地域防災拠点の整備を推進する。

1 地域の備蓄拠点

コミュニティのまとまりの区域となっている小学校区を単位として、中心となる小学校（10箇所）を地域の備蓄拠点と位置づけ、防災用資機材の整備、非常用食料等の備蓄などに努めるとともに、通信設備の充実を図り、通信連絡体制を強化する。

【地域の備蓄拠点一覧】

施設名	所在地	電話番号	備考
柏原小学校	大正1-9-53	972-3621	柏原
柏原東小学校	大県1-8-5	971-2111	柏原東
堅下北小学校	法善寺4-359-5	971-6857	堅下北
堅下小学校	平野2-1-5	971-2816	堅下
堅下南小学校	安堂町710	973-0581	堅下南
堅上小学校	雁多尾畑5955	979-0009	堅上
玉手小学校	円明町1-1	977-3551	玉手
国分小学校	国分本町6-11-4	977-1205	国分
旭ヶ丘小学校	旭ヶ丘3-4896	976-1361	旭ヶ丘
国分東小学校	国分東条町3704-1	975-3400	国分

2 物資輸送拠点

物資輸送拠点として柏原中学校グラウンド、国分中学校グラウンドを位置づけ、八尾空港に設置された府広域防災拠点に合わせ、物資の集積・配送体制の整備を図る。

また、堺市堺2区に国が整備を予定している基幹的広域防災拠点は東南海・南海地震などの府県域をまたがる大規模地震の際に物資輸送拠点となる。

3 応援部隊の受入及び活動拠点

都市公園（近隣公園2箇所、街区公園15箇所）については、災害時における応援部隊の受入れ及び活動拠点として位置づける。

第10 関係機関等との連携体制の整備

1 関係機関・民間団体等との連携体制

関係機関、防災上重要な施設の管理者、その他民間の災害応急対策組織の整備、改善を図るとともに、市との連携及び協力体制を確立する。

2 府現地災害対策本部との連携

災害の状況に応じ設置される府現地災害対策本部との連携、連絡体制の充実を図る。

3 広域的な応援体制の確立

広域的な相互応援協定として、「中河内地域並びに南河内地域の災害相互応援協定」を締結しており、応援を受けた場合の宿泊場所、執務場所、駐車場等についてあらかじめ計画作成をしておくものとし、必要な事務手続き等がスムーズに行えるように定期的に訓練を実施する。

また、近隣での同時被災を考慮し、比較的離れた市町村との広域的な相互応援協定の締結等に努める。

【中河内地域並びに南河内地域の災害相互応援協定市町村】

協定市町村名	柏原市、羽曳野市、藤井寺市、八尾市、富田林市、河内長野市、松原市、東大阪市、大阪狭山市、太子町、河南町、千早赤阪村
--------	---

4 自衛隊との連携体制

大規模災害時に自衛隊との連携を円滑に行うため、平常時から連絡体制の強化や派遣の要請手続きの明確化など、自衛隊との連携体制の整備に努める。

5 緊急消防援助隊の受入体制の整備

国内で発生した地震等の大規模災害時における消防活動をより効果的に実施するため設置されている「緊急消防援助隊」との連携、受入体制の整備に努める。

第11 防災訓練の実施

地域防災計画等の習熟、連携体制の強化、市民の防災意識の向上及び災害発生時の防災体制の万全を期することを目的として、総合防災訓練、広域訓練、その他の防災訓練の実施に努める。

実施にあたっては、各種災害に関する被害想定を明らかにし、災害時要援護者や女性の参画、必要に応じて交通規制を行うなど実践的な内容とするとともに、事後評価を行うものとする。

1 実施する訓練内容

(1) 総合防災訓練

関係機関が有機的な連携を保ちつつ、災害応急対策等が円滑に実施できるよう、羽曳野市、藤井寺市とともに消防機関、関係機関、自衛隊、市民の参加を得て、避難救助訓練、組織動員訓練、消防訓練、通信訓練、ライフライン対応訓練、緊急輸送訓練、炊き出し訓練等の各種訓練項目を総合した防災訓練を実施する。

(2) 広域訓練

他の市町村との連携体制を強化するため、相互応援協定締結市町村と合同で広域的な防災訓練を実施する。

(3) 地域防災訓練

防災意識の高揚を図るため、区長会や自治会の協力のもと、地域の実情にあった防災訓練を実施する。

(4) その他の防災訓練

ア 組織動員訓練

勤務時間内外において職員の配備を迅速に行うため、情報の伝達、連絡、非常参集について訓練を実施する。

イ 非常無線通信訓練

平常通信から非常通信への迅速な切換え、有線途絶時における無線通信機器の取扱操作、非常連絡先や通信内容の確認などについて訓練を実施する。

ウ 水防訓練

関係機関と協力して、水防活動の円滑な実施を図るため、水位雨量観測、水防団等の動員、水防資機材等の輸送、水防工法の修得、避難等の訓練を実施する。

エ 消防訓練

災害状況に応じた消防計画の習熟を図るため、非常召集、通信連絡、火災防ぎょ技術、救助等の訓練を実施する。

オ 避難救助訓練

関係機関、市民の協力を得て、避難の勧告・指示及び誘導、救出・救助、応急医療について訓練を実施する。

カ 実践的な防災訓練の実施

毎年定期的に行われている通常の防災訓練に加えて、訓練される側が事前にシナリオを知らされないまま行う形式の図上訓練や災害の発生が想定される現地での実践的訓練等の導入を図る。

2 事後評価

防災訓練の実施主体は、防災力をさらに向上するため、実施した防災訓練について問題点や課題を抽出し、これに対する改善方法等の検討・協議を行うよう努める。

第12 人材の育成

防災体制の強化と合わせて、災害対応力の向上を図るため、職員への防災教育の充実に努める。

1 職員の防災教育

市職員の防災意識の高揚を図るため、防災知識、個人の役割分担等に関する研修を実施する。

(1) 教育の方法

- ア 講習会、研修会等の実施及び参加
- イ 見学、現地調査等の実施
- ウ 防災活動マニュアル等の配付

(2) 教育の内容

- ア 災害時における災害対策本部の一員としての立場と心構え
- イ 災害対策活動の概要
- ウ 非常参集の方法
- エ 災害時の役割の分担
- オ 災害時の指揮系統の確立
- カ 気象、水象、地象、その他災害発生原因及び災害の種別ごとの特性
- キ 過去の主な被害事例
- ク 防災知識と技術
- ケ 防災関係法令の適用
- コ その他必要な事項

2 災害応急活動体制の検討

災害時において迅速かつ的確な災害応急対策が行えるよう、防災訓練時における諸問題、地域防災計画の改訂等を踏まえ、「柏原市職員防災マニュアル」を改訂する。

第13 防災用資機材等の確保

応急対策及び応急復旧を、迅速かつ的確に実施するため、必要な人材、装備、資機材等の確保、整備に努める。

1 人材、装備、資機材の確保

市は、防災用資機材等の充実に努めるとともに、関係団体等との協定締結を推進し、災害発生時における技術者や資機材等の確保に努める。

また、大規模事故災害等に対応できるよう、消火薬剤等の備蓄を推進するとともに、被害の状況に応じて消毒を施行するため、必要な防疫用薬剤等の確保に努める。

2 資機材の点検

災害応急対策に万全を期するため、保有する車両、水防資材、救助用資機材等の定期的な点検・整備、補充交換を行う。

3 データの保全

地籍、権利関係書類並びに測量図、構造図等の復旧に必要な各種データを整備、保管する。特に、データ及びコンピューターシステムのバックアップ体制に万全を期する。

資料2-2-6 防災用備蓄倉庫一覧

第14 防災に関する調査研究の推進

災害の未然防止と被害の軽減を図り、総合的かつ計画的な防災対策を推進するため、災害要因及び被害想定調査研究を実施するとともに、円滑な災害復興が行えるよう、まちづくりの研究を推進する。

1 被害想定調査研究

市は、災害の未然防止と被害の軽減を図り、総合的かつ計画的な防災対策を推進するため、災害要因、被害想定、防災体制等について調査研究を継続的に実施する。

2 災害復興のまちづくりの研究

地震災害や大規模市街地火災によって、木造密集市街地が壊滅的な被害を受けた場合、被災後の市街地の復興（新しいまちづくり）が円滑に進められるよう、あらかじめ木造密集市街地の整備のあり方、整備手法、土地利用計画などについて市民の意見を聴取しながら検討が進められる体制づくりに努める。

第2節 情報収集伝達体制の整備

市、府及び関係機関は、災害発災時に、被害情報を迅速に収集するとともに、相互の情報連絡が円滑に行われるよう、平常時から、通信施設等の整備拡充など、情報収集伝達体制の確立に努める。また、災害の未然防止と被害の軽減を図るため、気象予警報の伝達体制の整備に努める。

《担当部・機関》

各部局・柏原羽曳野藤井寺消防組合・府・関係機関

第1 収集伝達の体制の強化

災害発生時間にかかわらず、災害応急活動が迅速かつ的確に実施できる情報収集伝達体制の整備を図る。

1 勤務時間内の情報の収集及び伝達

府危機管理室から伝達される防災情報を、総務部危機管理室が受理し、必要な情報は庁内放送等によって職員に伝達する。

2 勤務時間外の情報の収集及び伝達

府危機管理室から伝達される防災情報を、当直者が受理し、当直者は危機管理室長に連絡する。危機管理室長は、総務部長を介して市長に連絡し、組織体制・応急対策に関する指示を仰ぎ、各部の連絡担当者を通じて関係職員に連絡する。

当直者は、震度5弱以上を観測した場合は、危機管理室長への連絡後、災害対策本部設置のための必要な準備を行う。

3 緊急防災要員による被害状況の把握

勤務時間外に震度5弱以上を観測した場合は、緊急防災要員は、徒歩や自転車であらかじめ定められた経路の被害状況等を迅速に把握し、災害対策本部に伝達する。

第2 通信手段の整備

災害発災時の情報体制を確保するため、平常時から、通信手段の整備を図るとともに保安管理の徹底を行う。

1 通信系の確保

災害に関する情報連絡等について、有線電話・無線電話設備の機能を常時維持するため、保守管理を徹底し整備を行うとともに、災害に備え機器の転倒防止、予備電源の確保を図る。

2 通信手段の多様化

携帯電話等の連絡手段の整備充実を図り、非常時の職員への連絡体制の強化に努めるとともに、

情報収集の機動力の向上を図る。

また、市職員のみで対応できない場合は、ボランティア等と協力のうえ、アマチュア無線有資格者に協力を要請し、通信手段の確保を図る。

3 防災行政無線・消防無線等の整備・拡充

災害時における情報の収集、連絡活動を迅速かつ的確に行うために、災害時に必要な情報を市民に伝達する手段として、防災行政無線の整備・拡充を行う。

(1) 防災行政無線整備

情報連絡体制の充実に向けて、現行のアナログ方式からデジタル方式への移行も含め、より有効な通信手段の確保を検討する。

ア 同報系システム……市内14箇所設置済

イ 移動系システム……各避難所に設置（避難所48箇所、うち46箇所は整備済）

ウ 地域防災無線……市域の主要な防災施設・機関を結ぶ地域防災無線の整備を推進する。

(2) 消防無線の整備充実

柏原羽曳野藤井寺消防組合は、災害時における情報の収集・連絡活動を迅速かつ的確に行うため、消防無線の整備充実に努める。

(3) 多重無線通信システム

有線途絶時の情報連絡のため、及び災害現場からのFAX、静止画像等を通信するため、多重無線通信システムの整備を検討する。

(4) 無線従事者の養成

防災行政無線局等の運用を円滑に実施するため、無線従事者を養成し、その適正配置に努める。

4 土砂災害情報相互通報システムの整備

土砂災害から人命を守るため、平常時から災害時を通じて土砂災害関連情報を住民と市が相互に通報する土砂災害情報相互通報システムを整備している。

(1) 雨量計の設置

(2) 屋外拡声式受信装置の設置

(3) 雨量情報の音声・FAXによる自動電話応答装置の設置

(4) 住民啓発用の土砂災害ハザードマップの作成、配布

5 府防災情報システムの活用

府下全市町村との交信が可能で、有線途絶時にも有効となる府防災情報システムで災害状況を即座に把握するため、平常時から防災行政無線の通信インフラである府防災情報システムを活用し、被害状況に応じた初動体制の確立を目指す。

第3 災害広報体制の整備

災害に関する情報及び被災者に対する安否情報等を常に伝達できるよう、その体制及び施設、設備の整備を図るものとする。

1 広報体制の整備

(1) 災害広報責任者の選任

災害時の情報の一元化を図るため、あらかじめ、災害広報責任者を選任する。

(2) 災害発生後の時間経過に応じ、提供すべき情報の項目整理

(3) 広報文案の事前準備

- ア 地震の規模・余震・気象・水位等の状況
- イ 住民の不安感の払拭、適切な対応のための呼びかけ
- ウ 出火防止、初期消火の呼びかけ
- エ 災害時要援護者への支援の呼びかけ
- オ 災害応急活動の窓口及び実施状況

(4) 災害時要援護者にも配慮した、多様できめ細かな広報手段の確保

2 市民への情報提供体制

報道機関を通じた情報提供、広報車による広報等の体制を確立するとともに、インターネット等による情報提供を検討する。

また、避難所となる公民館・学校への電話、FAX等の通信手段の整備及び災害時要援護者にも配慮した、多様できめ細かな広報手段の確保に努める。

3 市民への広報手段の周知

(1) 災害時はテレビ、ラジオ等で情報の入手に努めるよう周知徹底を図る。

(2) あらかじめ、市役所、出張所、消防署、駅、避難所等の災害時情報拠点を設定し、市民に平常時から周知するとともに、災害情報、生活関連情報などを掲示板等で広報する方法を定めておく。

(3) 広報誌等によりインターネット等の利用について周知を図る。

4 災害時の広聴体制の整備

市民等から寄せられる被害情報や災害応急対策状況に関する問い合わせ、要望、意見等に対して適切に対応できるよう、電話やFAX、相談窓口の設置などの広聴体制の整備に努める。

5 報道機関との連携協力

放送事業者、通信社、新聞社等の報道機関と連携協力した広報体制の整備に努める。

第4 災害情報共有化の推進

平常時のみならず災害時においても、情報を各部で共有することによって、災害応急対策を迅速かつ的確に実施できるよう、地図情報システム構築の推進を検討する。

第3節 火災予防対策の推進

市及び消防機関は、火災の発生を防止するとともに、地震等に伴う市街地大火、林野火災等に対し、延焼の拡大を防止するため、出火防止と初期消火の徹底、事業所をはじめとする防火管理体制の強化を図り、あわせて地域住民に対し消火器や地震発生時の火気の手扱い等の啓発活動の推進と自主防災組織の育成に努める。

また、火災による被害を最小限にとどめるため、消防力の充実に努める。

《担当部・機関》

総務部・柏原羽曳野藤井寺消防組合

第1 建築物等の火災予防対策

住宅、事業所等からの出火防止及び初期消火の徹底を図る。

1 一般建築物（住宅を含む）

（1）予防査察

消防機関は消防法第4条、第4条の2に基づき、次により防火対象物の防火管理及び消防用設備の維持管理状況の査察を実施し、火災発生危険箇所の点検、消防用設備等の耐震性の強化等について、改善指導を行う。

ア 予防査察の方法

消防機関は、学校、病院等、消防法施行令別表第1に掲げる防火対象物について、消防設備、火気使用器具等の位置、構造及び管理の状況を関係法令、条例に基づいて検査するとともに、地震時における転落、落下物等による出火危険についても十分考慮し、火災予防上必要があると認める場合、又は、火災が発生すれば人命に危険があると認められる場合には、その所有者、管理者等に対し必要な改善等を行わせるものとする。

イ 予防査察の実施

（ア）消防機関は、管内の全防火対象物に対し、年間を通じ定期的に予防査察を実施し、常に防火対象物の状況を把握する。

（イ）消防機関は、防火対象物の種類に応じ、出火危険時期等を考慮し通常の予防査察の他に緊急予防査察、特別予防査察を実施する。

ウ 法令違反に対する措置

査察の結果、消防関係法令に違反し、かつ、是正されない事項について諸法令にてらしあわせて警告、命令又は告発等違反処理を行い早期是正を図る。

（2）防火管理制度の推進

一般建築物の所有者、管理者、占有者（以下「所有者等」という。）に対し、消防法第8条の規定による防火管理者を活用し、防火管理上必要な業務を適切に実施するよう指導する。

ア 消防計画の作成及び消防計画に基づく訓練の実施

- イ 消防用設備等の設置、点検整備、維持管理
- ウ 火気取り扱いの監督、収容人員の管理など

(3) 防火対象物定期点検報告制度の推進

対象施設の関係者の防火に対する認識を高め、防火基準適合への取組みを推進する。

(4) 住民、事業所に対する指導及び啓発

ア 春秋に全国一斉に実施される火災予防運動により、市民、事業所に対し防火意識の啓発を図る。

イ 震災時に多発が予想される出火危険を排除するため、耐震安全装置付火気使用設備器具の普及を図る。

ウ 市内一般住宅に対し、防火診断を実施するとともに、市民に対し、出火防止や火気の手扱いなど防災知識の啓発、消火器具等の普及、住宅用防災機器の設置を推進するとともに、地震発生時の火気使用器具、電気器具の取扱い及び初期消火の方法について指導を行い、出火防止と初期消火の徹底を図る。

エ 市民に対する講演会、映画会、初期消火訓練等の実施に努める。

オ 事業所における防火管理知識、消防用設備の維持管理等防火管理体制の強化を図るため、防火管理者及び危険物取扱者、消防設備士等一般関係者に対する講習会、説明会、研究会等を開催し防火意識の向上を図る。

また、自衛消防組織による訓練を実施して、事業所の防災機能強化、消防訓練を推進し、初期消火体制の充実を図る。

2 高層建築物

高層建築物については、前項の事項の徹底のほか、共同防火管理体制の確立、防災規制など、所有者等に対する火災の未然防止を指導する。

(1) 対象施設

高層建築物（高さが31mを超える建築物）

(2) 共同防火管理体制の確立

管理の権原が分かれている高層建築物において、共同防火管理体制の確立を指導する。

(3) 防災規制

高層建築物において使用する防災対象物品については、防災性能を有するものを使用するよう指導する。

3 消防組織の連携強化

大火災等に対処するため、消防組織法第21条の規定により、隣接市町相互間の連携の強化を図る。

(1) 八尾市、柏原市及び柏原羽曳野藤井寺消防組合消防相互応援協定

（昭和43年10月1日 火災、水災その他の災害、救急）

加入団体...八尾市、柏原市及び柏原羽曳野藤井寺消防組合

(2) 大阪府中ブロック消防相互応援協定

（平成12年4月1日 火災及びその他の災害、火災以外の消防業務）

加入団体...柏原市、柏原羽曳野藤井寺消防組合、富田林市、河内長野市、松原市、羽曳野市、藤井寺市、大阪狭山市、河南町、太子町、千早赤阪村

- (3) 航空消防応援協定
 (昭和54年10月1日 回転翼航空機による消防業務の応援)
 加入団体...柏原市、大阪市、その他府下全市町村及び4組合
- (4) 西名阪自動車道消防相互応援協会
 (平成2年6月1日 西名阪自動車道における消防業務)
 加入団体...柏原市羽曳野藤井寺消防組合、山辺広域消防組合、大和郡山市、西和消防組合、
 香芝・広陵消防組合、松原市
- (5) 大阪国際空港周辺都市航空機災害相互応援協定
 (昭和62年8月12日 航空機の墜落等による大規模災害の応援)
 加入団体...大阪市、堺市高石市消防組合、豊中市、東大阪市、池田市、吹田市、八尾市、
 松原市、柏原羽曳野藤井寺消防組合、尼崎市、西宮市、伊丹市、宝塚市、川西市
- (6) 大阪府下広域消防相互応援協定
 (平成14年6月1日 大規模な災害の応援)
 加入団体...府下の消防本部を設置する市町村

第2 林野火災予防対策

市及び林野の管理者は林野周辺地区住民の安全を確保するとともに、森林資源を保全するため、積極的な火災予防対策を推進する。

1 消防組織の連携強化

林野火災等に対処するため、消防組織法第21条の規定により、隣接市町相互間の連携の強化を図る。

- (1) 阪奈(金剛、葛城、生駒山系)林野火災消防相互応援協定
 (平成16年10月1日 林野火災)
 加入団体...柏原市、八尾市、河内長野市、羽曳野市、東大阪市、富田林市、太子町、河南町、
 千早赤阪村、柏原羽曳野藤井寺消防組合、五條市、御所市、平群町、三郷町、葛城
 市、香芝市、王寺町、西和消防組合、中和広域消防組合、香芝・広陵消防組合
- (2) 阪奈隣接市町林野火災消防相互応援協定
 (平成12年4月1日 林野火災)
 加入団体...柏原市、葛城市、香芝市、羽曳野市、太子町、柏原羽曳野藤井寺消防組合、
 香芝・広陵消防組合

2 出火防止

出火防止にあたっては、次の点に留意する。

- (1) 巡視監視
- (2) 下草等易燃物の整理等の指導
- (3) 住民、事業所に対する啓発
- (4) 森林法に基づく火入れの許可(市長による許可)
- (5) 火入れ等の指導(林野に近接した防火対象物に対する指導)

3 延焼防止

延焼防止にあたっては、次の点に留意する。

- (1) 水利の確保及びスコップ、可搬式ポンプ等の消火機材の整備
- (2) 可燃物の除去
- (3) 防火線、防火樹帯等の構築

4 林野火災対策用資機材の整備

消防力強化のため、防ぎよ資機材の整備と備蓄を推進する。

- (1) 消火作業機器等の整備

空中消火用資機材、林野火災工作車、可搬式ポンプ・送水装置、ジェットシュータ、チェーンソー等作業用機器

第4節 消防・救助・救急体制の整備

《担当部・機関》

総務部・柏原羽曳野藤井寺消防組合

第1 消防計画の策定

消防機関が消防活動を行う上での基本方針となる消防計画を、地域の実態に即して具体的かつ効率的に策定するものとする。特に、地震時には同時多発の火災が発生し、市街地大火となることが予測される。これに対する消防活動を時系列でみると、出火防止、初期消火、延焼防止、避難路の確保となり、避難路の確保等は避難計画と関連が深く、また消防ポンプ自動車等の走行道路の確保等は緊急輸送計画と関連が深い。総合的な見地からの消防計画を策定する。

なお、消防計画に定めるべき大綱及び内容の主要事項は次のとおりである。

1 消防計画の大綱

- (1) 消防力等の整備に関する事。
- (2) 防災のための調査に関する事。
- (3) 防災教育訓練に関する事。
- (4) 災害の予防、警戒及び防ぎよに関する事。
- (5) 災害時の避難、救助、救急に関する事。
- (6) その他災害対策に関する事。

2 消防計画の内容

- (1) 組織計画（組織機構、災害時の消防隊等の班及び部隊の編成）
- (2) 消防力等の整備計画（消防力等の現況、施設及び資器材の整備点検）
- (3) 調査計画（消防地水利調査、災害危険区域等調査）
- (4) 教育訓練計画（教育、訓練）
- (5) 災害予防計画（火災予防指導、火災予防査察、風水害等の予防指導、広報活動）
- (6) 警報発令伝達計画（火災警報、その他警報の伝達及び周知）
- (7) 情報計画（情報収集、情報報告及び連絡、情報広報、情報記録）
- (8) 火災警防計画（消防職員及び消防団員の召集、出勤、警戒、通信、火災防ぎよ）
- (9) 風水害警防計画（消防職員及び消防団員の召集、出勤、警戒、通信、事前処置）
- (10) 避難計画（勧告及び指示の基準、伝達、避難場所への誘導方法、避難場所の警戒）
- (11) 救助救急計画（消防職員及び消防団員の非常召集、出勤、医療機関等との協力体制）
- (12) 応援協力計画（協定機関、応援の方法、資料の交換）

第2 消防力の充実

大規模火災などに備えて、消防力の充実に努める。

1 消防施設の充実

「消防力の整備指針」（平成12年消防庁告示第1号）に基づき、消防署所を配置し、消防車両などの消防施設や映像情報を活用した情報収集体制、通信機能の強化を図るための消防設備など、総合的消防力の増強充実に努める。

（1）消防機動力の増強

情報収集伝達能力の強化のための通信設備、消防車両等の資機材の整備に努める。

（2）消防署、消防団、ポンプ自動車等の整備

消防に関する都市等級調査を実施し、市街地内の潜在的な出火延焼危険の実体を把握し、消防署、消防団、ポンプ自動車の合理的な配置、増強を推進する。

2 消防水利の整備

「震災時に備えた消防水利の確保についての当面の方針」（大阪府地域防災計画 関係資料）に基づき、管路網の耐震化の推進、震災時にも有効な耐震貯水槽、河川を利用した消火用堰等の設置・拡充を行うとともに、ため池、プール等の利用等、地区の実情に応じ600m間隔での消防水利の確保等に努める。

資料2-2-7 消防水利の状況

3 活動体制の整備

迅速かつ的確な消防活動を実施するための初動体制、情報収集体制、通信運用体制、火災防ぎよ体制、救助・救急体制、後方支援体制等の整備に努める。

4 消防団の活性化

地域に密着した消防団の活動能力の向上を図るため、組織の活性化に努める。

（1）体制整備

若手リーダーの育成、青年層・女性の消防団活動への積極的な参加の促進、事業所の従業員に対する入団促進などによって、組織の強化に努める。

（2）消防施設・装備の強化

消防団詰め所やポンプ器具庫の耐震化、消防車両・小型動力ポンプ・車載無線等の資機材の充実強化を図る。

（3）消防団員の教育訓練

消防団員の防災に関する知識の高度化及び技能の向上を図るために教育訓練を実施する。

資料2-2-8 柏原市消防団の現況

第3 救急救助体制の充実

救急隊員の救急に関する知識の高度化及び技能の向上を図るため教育訓練を実施するとともに、救命・救急機能を強化した救急車の増備等の資機材の充実強化を図る。

第4 応援体制の充実

消防相互応援協定締結の消防機関との連携体制を強化するほか、受け入れ体制の整備に努める。

第5 連携体制の整備

府、府警察（柏原警察署）、自衛隊等と相互に連携し、情報相互連絡体制、輸送体制、消火用機器の同一規格化を図るなど、消火・救助・救急活動を円滑に行うための体制整備に努める。

第5節 応急医療体制の整備

市及び府は、災害時に迅速かつ的確な医療が行えるよう、医療関係機関と連携しながら、医療情報の収集伝達体制、医療救護班の整備、災害医療の拠点の確保、医薬品の確保等を図り、災害時の医療体制を整備する。

《担当部・機関》

健康福祉部・病院医局・病院事務局・柏原羽曳野藤井寺消防組合・八尾保健所

第1 災害医療の基本的考え方

医療救護活動は、災害のため医療機関等が混乱し、住民が医療の途を失った場合、医療等を提供し被災者の保護を図るための活動である。

1 現地医療活動

患者がまず最初に受ける応急手当あるいは一次医療を、医療救護班が「救護所」において実施する。

(1) 救護所及び現地医療活動の分類

次の2種類の救護所及び活動に分けて対応し、適切な医療救護を実施する。

ア 応急救護所での現場救急活動

災害発生直後の短期間、災害現場付近に設置する救護所（応急救護所）で、主に搬送前の応急処置、トリアージ等を行う。

イ 医療救護所での臨時診療活動

災害発生直後から中長期間にわたって、避難所等に併設される救護所（医療救護所）で、主に軽症患者の医療や被災住民等の健康管理等を行う。

(2) 考え方

ア 医療機関を、できるだけ「救護所」と位置づけ、医療救護班・物資の供給を行う。

イ 災害の種類や時間経過に伴い量的・質的に変化する医療ニーズに対応し、医師の専門性を生かした医療救護を行う。

2 後方医療活動

救護所では対応できない患者の二次医療から三次医療を、災害医療機関を中心に被災を免れた（被災地内と被災地外を含め）全ての医療機関で実施する。

(1) 災害が甚大であればあるほど、医療機関は後方医療活動を優先し活動する。

(2) 広域搬送の可能な患者はできるだけ早く被災地域外の医療機関へ搬送し、治療する。

(3) 特定の医療機関へ患者が集中しないよう、また重症患者であればあるほど、可能な限り（府域外も含め）多数の医療機関へ分散した搬送・治療を行う。

(4) 医療機関を機能別・地域別に体系化し、重症度、緊急度にあった適切な患者の搬送・受け入れを行う。

第2 応急医療体制の整備・拡充

市域の医療機関と協力し、災害時に通常の医療体制では対応できない多数の患者が発生した場合や、医療機関の被害によって被災地域に医療の空白が生じた場合に、適切な医療が実施できるよう、応急医療体制を平常時から整備する。

1 災害医療情報の収集伝達体制の整備

(1) 連絡体制の整備

市及び医療関係機関は、災害時の連絡・調整窓口や情報内容、情報収集提供方策・役割分担等を定める。

(2) 災害医療情報連絡員の指名

情報収集伝達手段が麻痺した場合にも医療機関の被害状況など地域における保健医療に関する情報を収集するため、あらかじめ災害医療情報連絡員を指名する。

(3) 広域災害・救急医療情報システムの整備

府は、災害時の医療情報が迅速かつ的確に把握し、発信できるよう、市及び医療関係機関などに、大阪府広域災害・救急医療情報システム（大阪府医療機関情報システム）を拡充する。

2 医師会との協力体制の確立

一時に多数の傷病者が発生したり、交通が混乱して患者の搬送ができない場合に対応するため、柏原市医師会等と常に協力体制を形成しておくなど、確実な応急医療体制を整備する。

また、府及び医療関係機関に対して医療救護班の派遣を要請した場合において、円滑な受け入れ及び救護所への配置調整が行える体制と窓口を整備する。

3 医療救護班の整備

柏原市医師会の協力を得て、医療救護班の編成数や構成、派遣基準や派遣方法等について計画作成を推進する（「地震災害応急対策 第1章第7節応急医療対策」、「風水害応急対策 第2章第6節応急医療対策」参照）。

4 その他

(1) 市は、医療機関及び医療救護班との情報連絡手段を確保する。

(2) 各医療機関は、災害時優先電話回線を確保する。

第3 現地医療体制の整備

1 応急救護所の設置

災害発生直後の短期間、災害現場付近で医療救護班による搬送前の応急措置やトリアージ（負傷者選別）等が行えるよう、中学校など救護所設置予定場所を事前に調査・検討し、災害の発生・拡大の状況をみながら数箇所に救護所が設置可能な体制を整える。

2 医療救護所の設置

災害発生直後から中長期間にわたって、主に軽症患者に対する医療や被災住民等の健康管理が行えるよう、避難所となる小中学校や高等学校など救護所設置予定場所を調査・検討するとともに整備に努める。

なお、医療機関を指定する場合は、開設者と調整する。

医療救護班の種類は次のとおり。

(1) 診療科別医療班

外科系、内科系、小児科、精神科及びその他の診療科目別の医療従事者で構成し、救護所等で主に臨時診療活動を行う。ただし、各医療班は必要に応じて専門外の診療にも対応することとする。

(2) 歯科医療班

歯科医療従事者で構成し、救護所等で活動する。

(3) 薬剤師班

薬剤師で構成し、救護所、災害拠点病院及び広域防災拠点などで活動する。

第4 後方医療体制の充実

市域における災害医療の拠点となる医療機関等の整備を図り、多数の傷病者の収容力を確保するとともに、医療資源を十分に活用した後方医療体制の整備に努める。

1 市災害医療センターの整備

災害発生時に、医療救護活動の拠点となる市災害医療センターとして機能するよう、市立柏原病院において、医薬品及び医療用資器材の備蓄等を推進する。

2 協力病院の拡充

市災害医療センターである市立柏原病院を中心に、多数の傷病者発生に対応できるよう、協力病院の拡充を推進する。

資料2-2-9 市内拠点病院一覧

第5 医療品等の確保体制の整備

備蓄すべき医薬品等の品目、数量を定めるとともに、医療関係機関及び関連業者の協力を得て、医療用資器材、医薬品等の確保体制を整備する。

1 医療用資器材の確保体制の整備

災害の発生後、緊急に必要な医療用資器材等については備蓄を推進する。また、柏原市医師会や関連業者との協力によって医療用資器材の調達体制の整備を図る。

2 医薬品等の確保供給体制の整備

市立柏原病院、休日急病診療所を中心に医療品等の備蓄を推進するとともに、平常時から柏原市薬剤師会や関連業者との協力体制の整備に努める。また、備蓄のあり方についての検討を進める。

第6 傷病者等搬送体制の整備

災害発生時における傷病者、医療救護班、医薬品等の大量かつ迅速な・適切な搬送のため、陸路・空路を利用した輸送手段の確保と搬送体制の確立を図る。

1 傷病者の搬送

特定の医療機関へ患者が集中しないよう、大阪府広域災害・救急医療情報システム（大阪府医療機関情報システム）の受入れ可能病床情報等に基づく適切な搬送体制を確立する。

2 医療救護班の搬送

救護所等における医療救護活動を行うための医療救護班の派遣手段・方法を確立する。

3 医薬品等物資の搬送

医薬品等の受入れおよび救護所等への配送供給体制を確立する。

第7 個別疾病対策の推進

専門医療が必要となる人工透析、難病、循環器疾患、消化器疾患、血液疾患、小児医療、周産期医療、感染症、アレルギー疾患、精神疾患、歯科疾患等について、特定診療災害医療センター、各専門医会等関係団体と協力して、医療機関のネットワーク化、必要医薬品等の確保・供給体制及び在宅医療患者への情報提供方法などを整備する。

第8 地域医療連携の推進

災害時における医療スタッフの受入れ及び医療資機材等の応援要請がスムーズに進み、協力病院をはじめ、柏原市医師会等との連携した医療活動が実施できるよう、平常時から地域の実情に応じた医療体制づくりを推進する。

第9 医療関係者に対する訓練の実施

各医療機関は、年1回以上の災害医療訓練の実施に努める。

市、府及び災害医療関係機関は、共同して災害医療訓練を実施する。

第6節 緊急輸送体制の整備

災害発生時に救助・救急、医療、消火及び緊急物資の供給を迅速かつ的確に実施するため、緊急輸送体制の整備に努める。

《担当部・機関》

総務部・都市整備部・府・柏原警察署・関係機関

第1 輸送手段の整備

陸上輸送、航空輸送等、緊急時に確保可能な輸送手段を把握するとともに、平常時から災害時に備えて関係機関、民間団体等との協力体制の推進に努める。

第2 陸上輸送体制の整備

災害応急活動を迅速かつ的確に実施するため、緊急交通路の選定や効率的な陸上輸送を行うための事前対応に努める。

1 緊急交通路の選定

(1) 府選定の広域緊急交通路

府が選定している市に係る広域緊急交通路は次のとおりである。

道路区分	路線名称	区 間
自動車等用道路	西名阪自動車道	全 線
一般道路	国道25号 国道170号 国道165号 府道八尾道明寺線	奈良県境（柏原市）～梅田新道 八丁畷（高槻市）～上瓦屋（泉佐野市） 奈良県境～国分本町（R25・柏原市） 柏原高校北（R170・柏原市）～八尾空港

(2) 地域緊急交通路の選定（市選定）

関係機関と協議のうえ、広域緊急交通路と災害時用臨時ヘリポート、市内の備蓄倉庫、緊急医療機関（市災害医療センター）等を連絡する道路を地域緊急交通路として選定する。

道路区分	路線名称	区 間
市 道	本郷平野線 上市法善寺線 河原7号線 田辺旭ヶ丘線 石川東線	国道25号本郷橋交差点から市道上市法善寺交差まで 市道本郷平野線河原町交差点南から市道河原7号交差まで 市道上市法善寺線交差から柏原中学校グランド南出入口まで 国道25号国分小学校西交差点から国道165号田辺交差点まで
藤井寺市道	石川東線 国府23号線 道明寺柏原線	石川河川敷運動広場南出入口から石川橋まで 石川橋西交差点から北へ柏原藤井寺給食センター前まで 藤井寺柏原給食センター前から河内橋南詰めまで

資料2-2-10 緊急交通路選定図

2 緊急交通路の周知

府が指定する広域緊急交通路及び市が指定する地域緊急交通路については、災害時に緊急交通路の機能を十分に発揮させるため、平常時から市民、事業所等への周知徹底を図る。

3 緊急通行車両の事前届出

市所有の車両のうち緊急通行車両として使用する計画のある車両については、公安委員会（柏原警察署）に対して事前届出の手続きを行う。

市及び関係機関は、災害時の応急対策活動が円滑かつ迅速に実施できるように、所有車両を緊急通行車両として柏原警察署を経由して、府公安委員会へ事前届出し、「緊急通行車両事前届出済証」の交付を受けて災害に備える。

（１）対象車両

次のいずれにも該当する車両であること。ただし、道路交通法第 39 条第 1 項に規定する緊急自動車を除く。

- ア 防災計画に基づき、災害応急対策を実施するための車両。
- イ 指定行政機関等の保有・契約車両又は災害発生時の調達予定車両。
- ウ 使用の本拠の位置が大阪府内にある車両。

（２）届出済証の返還

次の場合、速やかに柏原警察署長を経由して届出済証を返還する。

- ア 届出済証の交付を受けた車両が、緊急通行車両として使用する車両に該当しなくなったとき。
- イ 当該車両が廃車となったとき。
- ウ その他緊急通行車両としての必要がなくなったとき。

4 備品等の整備

通行禁止等を示す看板、カラーコーンなど必要な備品の整備に努める。

5 道路障害物除去対策の検討

- （１）障害物を除去する道路の優先順位及び障害物除去方法の検討を推進する。
- （２）関係機関や道路管理者と、災害時のための対処方法の協議に努める。
- （３）建設用重機を所有する民間団体や業者等との協定締結を推進するなど、災害時の協力体制の確立に努める。

第 3 航空輸送体制の整備

府等の関係機関の協力による災害時の救助・救護活動、緊急物資の輸送等に、ヘリコプターの機動性を生かした応急活動を円滑に実施するため、災害時用臨時ヘリポートの整備や選定に努める。

資料2-2-11 災害時用臨時ヘリポート一覧

第4 水上輸送体制の検討

災害時における河川・水路を利用した、物資輸送経路、輸送方法等水上輸送の可能性について検討する。

第5 交通混乱の防止対策

1 震災時の応急点検体制の整備

道路管理者は、平常時から緊急交通路の安全性を十分に監視、点検するとともに、災害時の通行支障に関する情報収集体制や応急点検体制の整備に努める。

2 災害時避難のあり方の周知徹底

災害時の避難にあたっては、車両を使用してはならない旨を広報等によって周知徹底に努める。

3 交通規制・管制体制の整備

交通安全施設の整備など府公安委員会及び府警察（柏原警察署）が行う交通規制・管制体制の整備に協力する。また、災害時における道路施設の破損・欠壊等交通が危険であり応急復旧を必要とする場合に、道路法に基づく通行規制を実施するために必要な資機材を整備する。

第7節 避難収容体制の確立

災害から市民を安全に避難させるため、避難地、避難路、避難所を選定し、市民に周知するなどの体制の整備に努めるとともに、避難所機能の充実を図る。

《担当部・機関》

総務部・財務部・市民生活部・健康福祉部・都市整備部・教育委員会

第1 避難地、避難路の選定

災害発生時に、安全かつ円滑に避難させるための避難地、避難路を選定する。

1 火災時等の避難地及び避難路の選定

(1) 一時避難地

火災発生時や余震等の二次災害に備えて、市民が一時的に自主避難できる概ね1ha以上の場所を一時避難地として選定する。

(2) 広域避難地

ア 火災の延焼拡大等の危険性が発生した場合に避難でき、輻射熱、熱気流に対し有効な遮断ができる概ね10ha以上の空地进行を広域避難地として選定する。ただし、10ha未満の空地であっても、周辺地域に耐火建築物等が存在し、火災に対して有効な遮断が可能な場合は広域避難地として選定する。

イ 想定される避難者1人あたりの避難有効面積は、おおむね1m²以上とする。

ウ 土地利用の状況その他の事情を勘案して、地震災害時における避難上必要な機能を有すると認められるもの(アに該当するものを除く。)

資料2-2-12 避難地等

(3) 避難路

広域避難地への避難が安全かつ円滑に行われるよう、避難路を選定する。避難路は、落下物、倒壊物による危険など、避難にあたっての障害のおそれが少なく、水利の確保が比較的容易な道路及び緑道とする。

ア 原則として幅員が16m以上の道路(ただし、沿道に耐火建築物が多く存在し、避難者の安全が確保できると認められる場合には、幅員10m以上の道路)及び又は10m以上の緑道

イ 沿道市街地における土地利用の状況その他の事情を勘案して、地震災害時における避難上必要な機能を有すると認められる道路又は緑道(アに該当するものを除く。)

資料2-2-13 避難路一覧、資料2-2-14 避難路

2 その他の避難地及び避難路の選定

浸水、土石流、地すべり及びがけ崩れに備え、それぞれの地域の実情及び災害特性に応じた安全な避難地、避難路を選定する。

(1) 避難地

避難者1人当たり概ね1m²以上を確保できる安全な空地。

(2) 避難路

避難地またはこれに準ずる安全な場所に通じる幅員3m以上の安全な道路及び緑道とする。

第2 避難地、避難路の安全性の向上

市は、関係機関と協力し、一時避難地、広域避難地及び避難路を災害時要援護者にも配慮して整備するとともに、消防水利の確保など総合的に安全性の向上を図る。

1 一時避難地

(1) 周辺の緑化の促進

(2) 複数の進入口の整備

(3) 避難地標識等による住民への周知

2 広域避難地

(1) 非常電源付きの照明設備・放送施設の整備

(2) 周辺における耐震・耐火建築物の整備促進及び緑化の促進

(3) 複数の進入口の整備

(4) 避難地標識の設置

3 避難路

(1) 周辺における耐震・耐火建築物の整備促進及び緑化の促進

(2) 落下・倒壊物対策の推進

(3) 誘導標識、誘導灯の設置

(4) 段差解消、誘導ブロックの設置等

第3 避難所の選定、整備

市は、施設管理者と協力し、家屋の損壊、滅失、浸水、流失によって避難を必要とする市民を臨時に収容することのできる避難所を選定、整備する。

1 避難所の選定

地震によって住家が全半壊、全半焼した場合や風水害時に、市が必要に応じ避難所として開設できる場所を自治会、町内会単位で選定する。

なお、府の実施した被害想定から算出された避難所の必要面積は、17,329m²である。

2 指定避難所以外の避難収容施設の確保

地震等の大規模災害による多数の避難生活者の発生に備え、市所管施設以外の公共施設及び民間施設の管理者との協議を行うなど、指定避難所以外の避難収容施設の確保に努める。

3 避難所の施設・設備の整備

(1) 耐震化・不燃化の促進

災害発生時に避難所として機能するよう、また、避難者の安全が確保できるよう、施設の耐震化・不燃化を促進する。

(2) 必要設備・機器等の整備

避難所での生活に必要な便所、炊事場等の設備及び日常生活用具等備品の整備に努めるとともに、災害関連情報及び生活関連情報の収集に必要な通信設備・機器の整備を推進する。

日常生活用品等備品については、施設ごとの備品の整備が困難な場合は、緊急時に支障なく使用に供することができるよう、管理体制を整える。

(3) 生活用水の確保

避難所での生活用水等を確保するため、避難所となる小学校及び中学校においては、既存プールの改修、新設工事にあわせ耐震強化に努める。

(4) 福祉的整備の推進

ア 大阪府福祉のまちづくり条例や市福祉のまちづくり要綱等に基づいた整備改善

イ 福祉仕様のトイレ・スロープ・手すり等の設置（福祉仕様のトイレの設置については障害者等が他の施設（棟）の福祉仕様のトイレを支障なく利用できる場合は、この限りではない。）

ウ 避難生活（水・食料・物資の受け取り、仮設トイレの使用等）において支障なく移動できるルート（仮設スロープ等）の確保

4 避難所の管理・運営体制の整備

避難所の管理運営マニュアルをあらかじめ作成するなど避難所の管理・運営体制を整備する。

(1) 避難所の管理者不在時の開設体制

(2) 避難所を管理するための責任者の派遣

(3) 災害対策本部との連絡体制

(4) 自主防災組織、施設管理者との協力体制

資料2-2-15 避難所一覧

第4 福祉避難所（二次的な避難施設）の選定

市は、府と連携を図りながら、社会福祉施設、公共宿泊施設等の管理者との協議により、要援護高齢者、障害者等が相談等の必要な生活支援が受けられるなど、安心して生活ができる体制を整備した福祉避難所（二次的な避難施設）の選定に努める。

第5 避難誘導體制の整備

災害発生時に、安全かつ円滑に避難させるための体制を整備する。

1 案内標識等の設置

避難地、避難路、避難所に案内標識、誘導標識等の設置を推進し、平常時から市民への周知を図る。

2 災害時要援護者避難誘導體制の整備

- (1) 災害時要援護者の避難行動をはじめ、安否確認、避難所における生活等に対する支援を円滑に行うために、府が示す指針に基づき災害時要援護者支援プランを作成し、それに則して災害時要援護者の情報把握、防災部局・避難支援者・関係機関等での情報共有、避難誘導及び安否確認の支援体制を整備するように努める。
- (2) 地域特性を考慮した避難誘導體制の整備に努めるとともに、要援護高齢者、障害者等の避難が円滑になされるよう配慮し、集団避難が行えるよう自治会や自主防災組織等の協力が得られる体制づくりを推進する。
- (3) 言葉の不自由な外国人に対しては、あらかじめ外国語による避難等に関するパンフレットを作成・配布するよう努める。
- (4) 府と連携を図りながら、福祉避難施設（二次的な避難施設）等において、要援護高齢者、障害者等の相談や介助などの支援対策が円滑に実施できる要員の確保に努める。

3 避難指示、避難勧告、避難準備情報等の周知

避難指示、避難勧告、避難準備情報等について、河川管理者等の協力を得つつ、洪水、土砂災害等の災害事象の特性、収集できる情報を踏まえ、避難すべき区域や判断基準、伝達方法を明確にしたマニュアルを作成し、住民への周知に努める。

4 学校、医院等における避難誘導體制の整備

学校、医院、社会福祉施設等、多数の者が利用する施設の管理者は、災害時に施設内の利用者等を安全に避難させるため、体制を整備する。

第6 応急仮設住宅対策

災害によって住家が滅失し、自らの資力では住宅を確保できない被災者に対し、早期に一時的な居住の安定が図られる体制の整備に努める。

1 建設候補地の事前選定

あらかじめ、市域の都市公園、公共空地等の中から、応急仮設住宅が建設可能な候補地を選定する。応急仮設住宅の候補地の戸当たり敷地面積は、50m²以上とする。

資料2-2-16 応急仮設住宅建設候補地

2 高齢者・障害者に配慮した住宅の確保体制の整備

高齢者や障害者の生活に配慮した構造・設備の応急仮設住宅が確保されるよう、府と連絡調整を行う。

第8節 二次災害防止体制の整備

市及び府は、地震災害後の二次災害発生を防ぐため、建築・砂防関係団体と協力し、地震により被災した建築物、地盤等の不安定な地域の危険度を判定するための制度を整備する。

《担当部・機関》

総務部・財務部・市民生活部・都市整備部・府・関係機関

第1 被災建築物応急危険度判定体制の整備

市民の安全確保を図るため、府及び建築関係団体と協力し、地震によって被災した建築物等の危険度判定体制の整備に協力する。

1 被災建築物応急危険度判定士の養成、登録

府及び建築関係団体に協力し、応急危険度判定講習会を開催し、応急危険度判定士の養成、登録を推進する。

2 実施体制の整備

市は判定主体として、応急危険度判定に必要なマニュアル、備品、宿泊施設の整備に努めるとともに、府から派遣された被災建築物応急危険度判定士の受入れ体制の整備を図る。

3 制度の普及啓発

府及び建築関係団体と協力して、応急危険度判定制度の趣旨について市民の理解が得られるよう、広報誌等を通じて普及啓発に努める。

第2 被災宅地危険度判定体制の整備

市民の安全確保を図るため、府及び建設・土木関係団体が行う、地震又は豪雨等によって被災した宅地の危険度判定体制の整備に協力する。

1 被災宅地危険度判定士の養成、登録

府及び建築関係団体に協力し、被災宅地危険度判定講習会を開催し、被災宅地危険度判定士の養成、登録を推進する。

2 実施体制の整備

被災宅地危険度判定に必要なマニュアル、備品、宿泊施設の整備に努めるとともに、府から派遣された被災宅地危険度判定士の受入れ体制の整備を図る。

3 制度の普及啓発

府及び建築関係団体と協力して、被災宅地危険度判定制度の趣旨について市民の理解が得られるよう、広報誌等を通じて普及啓発に努める。

第3 斜面判定制度の活用

1 実施体制の整備

府及び砂防関係団体との連携によって、斜面判定制度の整備を図る。

2 斜面判定制度の普及啓発

府及びNPO法人大阪府砂防ボランティア協会等と連携し住民に対して、制度の趣旨について理解が得られるよう普及啓発に努める。

第9節 緊急物資の確保供給体制の整備

災害による住家の全壊、全焼、浸水、流失等により、水、食料、生活必需品の確保が困難な市民に対して、必要な物資を供給するため、その確保体制を整備する。

《担当部・機関》

総務部・財務部・健康福祉部・上下水道部・府・関係機関

第1 飲料水の確保

震災時において、発災後3日間は被災者1人あたり1日3リットルの飲料水供給を供給し、それ以降は順次供給量を増加できるように、給水拠点、応急給水用資機材等の整備・充実を図るとともに、応急給水を実施する体制の整備を図る。

1 給水拠点、応急給水用資機材等の整備・充実

- (1) 市内の浄水場、配水場を災害時の給水拠点として整備を図る。
- (2) 広域避難地への飲料水用耐震性貯水槽の設置及び学校等への耐震性プールの建設を推進する。
- (3) ろ水器の配備及び給水車の増強を図る。
- (4) 応急配管及び応急復旧用資機材の備蓄を充実する。
- (5) パック水・缶詰水を備蓄する。
- (6) 応急給水マニュアルを整備する。

2 応急給水体制の整備

- (1) 給水拠点における応急給水及び給水車による応急給水体制の整備を図る。
- (2) 被災の状況に応じて市内各所の消火栓を活用した応急給水を実施する体制の整備を図る。
- (3) 府との相互協力のもと、府水道震災対策本部体制を整備する。

第2 食料及び生活必需品の確保

重要物資の備蓄に努めるとともに、その他の物資の確保体制を整備する。

1 重要物資の備蓄

府被害想定に基づき算定された備蓄目標量に基づき、重要物資の備蓄に努める。

備蓄品目	重要物資確保の基準について	備蓄目標量
アルファ化米等	避難所生活者数の1食分を府及び市がそれぞれ備蓄	10,502食
高齢者用食	避難所生活者数(要援護高齢者等)の1食分を府及び市がそれぞれ備蓄(人口比2%で算出)	211食
粉ミルク	避難所生活者数(乳児)の1日分以上を府及び市がそれぞれ備蓄(人口比1.5%、人工授乳率70%で算出)	111人・日
哺乳瓶	避難所生活者数(乳児)分を市が備蓄。府は予備分を備蓄(人口比1.5%、人工授乳率70%で算出)	111本
毛布	避難所生活者数のうち災害弱者分〔子ども、高齢者等〕(人口比30%)を市が、その他を府がそれぞれ備蓄	3,151枚
おむつ	避難所生活者数(乳児)の1日分を府及び市がそれぞれ備蓄(人口比3%、1日5個で算出)	1,576個
生理用品	避難所生活者数(女性)の1日分を府及び市がそれぞれ備蓄(幼児、高齢者を除いた人口〔人口比65%〕のうち女性〔人口比51%〕、1日5個で算出)	17,408個
簡易トイレ	避難所生活者数100人に1基を市(ボックス型)が備蓄。府は組立型を500人に1基備蓄、調達する仮設トイレを含めて100人に1基を確保	106基

2 その他の物資の確保

備蓄物資の他に必要な物資を確保するため、民間業者等と緊急時の物資調達に関する協定を締結するなど確保体制を整備する。なお、確保する物資は次のとおりである。

- (1) 精米、即席麺などの主食
- (2) 野菜、漬物、菓子類などの副食
- (3) 被服(肌着等)
- (4) 炊事道具・食器類(鍋、炊飯用具等)
- (5) 光熱用品(LPガス、LPガス用品、簡易コンロ、乾電池、懐中電灯等)
- (6) 日用品(石鹸、タオル、ちり紙、歯ブラシ、ラップ等)
- (7) 医薬品等(常備薬、救急セット)
- (8) 要援護高齢者、障害者等用介護機器、補装具、日常生活用具等(車椅子、トイレ、盲人用つえ、補聴器、点字器等)
- (9) 棺桶、遺体袋
- (10) その他必要物資

3 備蓄・供給体制の整備

危険分散を図り、また迅速に備蓄物資を輸送、提供するため、分散備蓄などの体制整備に努める。

- (1) できる限り避難所及びその周辺での備蓄倉庫の確保
- (2) 備蓄物資の点検及び更新
- (3) 定期的な流通在庫量調査の実施
- (4) 供給体制の整備

第3 市民における備蓄の推進

最低限の水（1日1人あたり3リットル）と食料、衣類等は、避難に際しての非常持ち出し品として用意しておくなど、必要な当座の物資を各人で確保しておくよう周知する。

第10節 ライフライン確保体制の整備

災害が発生した場合に、応急復旧を迅速かつ的確に実施するため、平常時から防災体制の整備に努める。

《担当部・機関》

上下水道部、関係機関

第1 上水道

災害時における被害の拡大防止、水道水の安定供給及び迅速かつ的確な応急復旧を実施するため、防災体制を整備する。

1 応急復旧体制の強化

- (1) 被害状況の迅速かつ的確な把握及び円滑な応急復旧を実施するため、あらかじめ損傷度が高いと予想される施設の把握に努める。
- (2) 応急復旧活動マニュアル等を整備するとともに、管路図等の管理体制を整備する。
- (3) 施設の被害状況等を迅速に把握し、復旧活動等及びその支援を的確に行うための情報通信システム（水道情報通信ネットワーク）を整備する。
- (4) 管路の多重化等によりバックアップ機能を強化する。

2 災害対策用資機材の整備点検

- (1) 被災した上水道施設を迅速に応急復旧できるよう、必要な応急復旧用資機材等の備蓄を推進するとともに、調達体制の整備に努める。
- (2) 給水車等の保有資機材の点検に努める。

3 防災訓練の実施

情報収集連絡体制及び関係機関との協力体制の充実強化、緊急対応・応急復旧の手順の熟知、並びに防災意識の高揚を図るため、計画的に防災訓練を実施する。

4 協力体制の整備

- (1) 災害時に資機材や復旧要員等の応援が得られるよう、関係業者等との協定締結に努めるなど、協力体制を整備する。
- (2) 震災時に迅速な応急復旧活動等に必要な情報を収集し、総合調整、指示、支援を実施するため、府と協力して府水道震災対策中央本部組織を整備する。
また、災害時に備え平常時から府営水道との連携体制の強化に努める。
- (3) 府県間等の応援協定及び日本水道協会等を利用した広域応援体制を確保する。

第2 下水道

災害時における被害の拡大防止、衛生的な生活環境の維持及び迅速かつ的確な応急復旧を実施するため、防災体制を整備する。

1 応急復旧体制の強化

- (1) 被害状況の迅速かつ的確な把握及び円滑な応急復旧を実施するため、あらかじめ損傷度が高いと予想される施設の把握に努める。
- (2) 応急復旧活動マニュアル等を整備するとともに、施設管理図書等の整備・分散保管を図る。

2 災害対策用資機材の整備点検

- (1) 被災した下水道施設を迅速に応急復旧できるよう、必要な応急復旧用資機材等の備蓄を推進するとともに、調達体制の整備に努める。
- (2) 保有資機材の点検に努め、緊急時の輸送体制を整備する。

3 防災訓練の実施

情報収集連絡体制及び関係機関との協力体制の充実強化、緊急対応・応急復旧の手順の熟知、並びに防災意識の高揚を図るため、計画的に防災訓練を実施する。

4 協力体制の整備

- (1) 災害時に資機材や復旧要員等の応援が得られるよう、関係業者等との協定締結に努めるとともに、府、市町村間の協力体制を整備する。
- (2) 府と協力して「下水道事業災害時近畿ブロック応援に関する申し合わせ」に基づく近畿2府7県の支援体制の整備をはじめ、国、他の地方公共団体等との相互支援要請体制を推進する。

第3 電力（関西電力株式会社羽曳野営業所）

災害時における被害の拡大防止、電力の安定供給及び迅速かつ的確な応急復旧を実施するため、防災体制を整備する。

1 応急復旧体制の強化

- (1) 被害状況を迅速かつ的確に把握する体制、システムの整備に努めるとともに、対策要員の動員体制を整備する。
- (2) 重要施設への電力供給を確保するため、優先復旧についてあらかじめ計画を策定する。

2 災害対策用資機材の整備点検

- (1) 災害復旧用資機材の確保体制、災害対策用設備を整備するとともに、災害対策用車両の配備増強を推進する。

(2) 保有資機材の点検に努め、緊急時の輸送体制を整備する。

3 防災訓練の実施

情報収集連絡体制及び他機関との協力体制の充実強化、緊急対応・応急復旧の手順の熟知、並びに防災意識の高揚を図るため、計画的に防災訓練を実施する。

4 協力体制の整備

(1) 災害時に資機材や復旧要員等の応援が得られるよう、電力会社相互の応援体制を整備する。

(2) 災害時の一時的な供給力不足に対応するため、他電力会社との電力融通体制を確保する。

第4 ガス（大阪ガス株式会社導管事業部北東部導管部）

災害時における二次災害等の被害の拡大防止、ガスの安定供給及び迅速かつ的確な応急復旧を実施するため、防災体制を整備する。

1 応急復旧体制の強化

(1) 緊急措置判断支援システム（地震発生時に地震計、圧力計などの情報を迅速かつ的確に把握するシステム）の活用により被災地区の供給停止判断の迅速化を図る。

(2) 緊急時ガス供給停止システムを強化する。

ア 感震自動ガス遮断方式及び遠隔ガス遮断方式によって導管網のブロック単位でガス供給を遮断するシステムの活用により、被災地区の供給停止の迅速化を図る。

イ 基準値以上の揺れを感知すると自動的に一般家庭及び業務用の都市ガス供給を停止するマイコンメーターの設置促進を図る。

(3) 被災を免れた地区への供給を確保し、被災地区の二次災害の防止と早期復旧を図るため、細分化された導管網ブロックの維持管理を行う。

(4) 被害状況と復旧作業工程に応じて、従業員及び協力会社作業員を効率的に編成動員するため、職能別要員を把握し、連絡体制及び動員体制を整備する。

(5) 重要施設への供給を早期に確保するため、復旧順序の決め方や臨時供給方法について、あらかじめ計画を策定する。

(6) ガス管の漏洩箇所の特定、管内異物の効率的除去等の復旧技術の開発、改良及び向上に努める。

(7) 施設の現況が把握できる施設管理図書等の整備・分散保管を図る。

2 災害対策用資機材の整備点検

(1) 災害復旧用資機材及び代替燃料の確保体制を整備するとともに、緊急時通信機器及び消火・防火設備の整備充実に努める。

(2) 保有資機材の点検に努め、緊急時の輸送体制を整備する。

3 防災訓練の実施

情報収集連絡体制及び他機関との協力体制の充実強化、緊急対応・応急復旧の手順の熟知、並び

に防災意識の高揚を図るため、計画的に防災訓練を実施する。

4 協力体制の整備

「地震・洪水等非常事態における救援措置要綱」（日本ガス協会）に基づき、単独復旧が困難な場合に備え、他の事業者との相互応援体制を整備する。

第5 電気通信（西日本電信電話株式会社大阪東支店）

災害によって電気通信施設又は回線に故障が発生した場合に、迅速かつ的確な応急復旧を実施するため、防災体制を整備する。

1 応急復旧体制の強化

広範囲な地域において災害が発生した場合、被災設備等の迅速な復旧を図り、通信サービスの確保に万全を期するため、必要な組織において、グループ会社、工事会社等を含めた全国的規模による応援班の編成、応急復旧用資機材の確保と輸送体制、応援者等の前進基地の設営及び作業体制等について計画に基づき確立し、運用する。

2 災害対策用資機材の整備点検

- (1) 災害発生時において通信を確保し又は災害を迅速に復旧するため、あらかじめ保管場所及び数量を指定して、災害対策用機器並びに車両等を配備する。
- (2) 災害応急対策及び災害復旧を実施するため、復旧用資材、器具、工具、消耗品等の確保に努める。
- (3) 災害対策用機器、資材及び物資等の輸送を円滑に行うため、あらかじめ輸送ルート、確保すべき車両、船舶、ヘリコプター等の種類及び数量並びに社外に輸送を依頼する場合の連絡方法等の輸送計画を定めておくとともに、輸送力の確保に努める。
- (4) 災害対策用資機材等は、常にその数量を把握しておくとともに、必要な整備点検を行い非常事態に備える。
- (5) 非常事態に備え、飲料水、食料、医薬品、被服、生活用備品等の保有量を定め、その確保を図る。

3 防災訓練の実施

- (1) 防災を迅速かつ円滑に実施するため、次に掲げる内容の訓練を年1回以上実施する。
 - ア 災害予報及び警報の伝達
 - イ 非常招集
 - ウ 災害時における通信疎通確保
 - エ 各種災害対策機器の操作
 - オ 電気通信設備等の災害応急復旧
 - カ 消防及び水防
 - キ 避難及び救護
- (2) 中央防災会議、大阪府防災会議等が主催して行う総合的な防災訓練に参加し、これに協力する。

4 協力体制の整備

- (1) 電力、燃料、水道、輸送等の事業者と協調し、防災対策に努める。具体的には、商用電源の供給、自家発電用エンジンの燃料及び冷却水等の確保並びに緊急輸送等の協力体制を整備する。
- (2) グループ会社、工事会社等と協調し、防災対策に努めるとともに、要員、資機材、輸送等について相互応援体制を整備する。

5 発災時の優先回線の確保

災害時の応急対策等にかかる通信サービスの確保に万全を期するため、関係事業者と協調し、府、市町村及び防災関係事業者による回線利用を優先的に確保できるように努める。

第6 市民への広報

ライフラインに関わる事業者は、災害時の対応について平常時から広報活動を実施し、市民の意識向上を図る。

- 1 市は、平常時から、飲料水等の備蓄の重要性、節水、水質汚濁防止、非常時の下水排除の制限等についての広報に努める。
- 2 関西電力株式会社及び大阪ガス株式会社は、感電、漏電、ガスの漏洩、爆発、出火等の二次災害を防止するため、災害時における注意事項等について広報する。
- 3 西日本電信電話株式会社は、災害時の通信輻輳緩和のため、緊急通話以外の電話の自粛、緊急通話の場合にかかりやすい公衆電話の利用等、災害時の電話利用における注意事項について広報する。

第11節 交通確保体制の整備

鉄道及び道路施設の管理者は、災害発生時においても安全かつ円滑な交通を確保するため、平常時から体制を整備するよう努める。

《担当部・機関》

都市整備部・府・関係機関

第1 鉄道施設（西日本旅客鉄道株式会社、近畿日本鉄道株式会社）

鉄道施設管理者は、応急復旧のための資機材を整備するとともに、乗客の避難、災害発生直後の被害状況調査及び安全点検を行うための人材の確保等の応急点検体制の整備に努める。

第2 道路施設（市、府、近畿地方整備局、西日本高速道路株式会社）

道路施設管理者は、道路の障害物除去のための道路啓開用資機材を整備するとともに、災害発生直後の被害状況調査及び安全点検を行うための人材の確保等の応急点検体制の整備に努める。

第12節 営農対策の推進

市及び関係機関は、災害による農作物等の被害（病害虫を含む）の減少を図る防災営農を推進するため、防災営農技術の末端への浸透に努めるとともに、府の援助を得て、指導体制の確立と、その普及に努める。

《担当部・機関》

市民生活部・府・関係機関

第1 指導体制の確立

防災営農技術等を末端農家へ迅速に伝達し、防災営農を推進するため、市、柏原市農業協同組合及び国分農業協同組合の営農指導職員、末端農家の指導体制を確立するとともに、関係機関及び団体との連携を図り、防災営農技術の末端への浸透に努める。

第2 営農技術の確立及び普及

防災営農技術の確立を図るとともに、地域ごとに広報活動を行い、農地及び農業用施設の防災営農技術の普及に努める。

第3 畜産対策

家畜伝染病の予防については、平素から畜産農家にその指導を行うとともに、国の防疫方針に基づく府（北部家畜保健衛生所）の指示に従い、これに協力してまん延防止に万全を期する。